

新型コロナウイルスに打ち勝つべく、事業主の皆様向けに、国や地方自治体を実施している施策で「もらえるもの」「支払を先延ばしできるもの」について随時情報提供しています。

申請書類の作成等にあたっては弊社がサポート致しますので、詳細は監査担当者にお問い合わせください。(内容により報酬が発生する場合があります)

## 雇用調整助成金を活用しましょう

### ①計画届の提出 の巻

労働局等へ提出する書類は、「①計画届の提出」「②支給申請の提出」の大きく二段階あります。現在、特例により、「①計画届の提出」が、休業の実施後にも認められています(提出期限 6/30)



特例で、①と②の同時提出も認められていますが、②は記載事項も多く、①より難易度が高めです。まずは「①計画届の提出」の準備をしましょう。

確認する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所が、雇用保険適用事業所であること</li> <li>・計画届を提出する月の前月の売上等が前年同月比(※1)で5%(※2)以上減少していること</li> <li>※1 前々年同月又は前年同月から提出月の前々月までのいずれかの1カ月でも可</li> <li>※2 休業を実施した初日が4/1より前の場合は3ヵ月平均10%以上減少</li> </ul>
決める事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休業する期間と、その間の休業する日数(短時間休業も可)</li> <li>・休業の対象とする労働者の範囲及び人数(おおよその人数で可)</li> <li>・休業協定を締結する労働者の代表</li> <li>・休業手当の金額(平均賃金(※3)の60%以上を支給すること)</li> <li>※3 前年度労働保険申告書の賃金総額 ÷ (雇用保険被保険者数 × 年間所定労働日数)</li> </ul>
用意する物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「休業等実施計画届」「事業活動の状況に関する申出書」「休業協定書」(ひな型あり)</li> <li>・労働者代表選任書及び委任状(支給申請と同時提出の場合は、支給申請書類で代用可)</li> <li>・売上等が減少していることを示す書類(売上帳、営業月報、月次損益計算書など)</li> <li>・労働者名簿及び役員名簿</li> </ul>

**書類作成は弊社内社労士事務所にて請け負います  
山形市では当申請に係る費用への助成があります**

「②支給申請の提出」については次回以降に掲載します。

現在、助成限度額(現行 8,330 円/日)の引き上げや助成額算定方法の見直しが政府で検討されており、詳細が判明次第お知らせします。

2020年5月8日時点の情報を元にしてしています。詳細は監査担当者にお問い合わせください。